

昭和38年1月18日	認証	規則変更	岡山県	<p>第27条第2項を次のように改める。 予算は、会計年度開始1月前までに編成し、役員会の議決を経るものとする。 30条を次のように改める。 第30条 当該会計年度の出納は、その年度終了時現在で閉鎖し、出納に関する事務は、その閉鎖後2月以内に整理完結し、決算をするものとする。決算については、役員会の議決を経るものとする。 第40条の末尾に次の通り加える。 荒神社 都窪郡早島町大字早島1393番地 稲荷神社 都窪郡早島町大字早島544番地 若宮神社 都窪郡早島町大字早島3730番地 鹿野四郎神社 都窪郡早島町大字早島3743番地 厄神社 都窪郡早島町大字早島3698番地 大蔵神社 都窪郡早島町大字早島628番地 荒神社 都窪郡早島町大字早島127番地 荒神社 都窪郡早島町大字早島1137番地 荒神社 都窪郡早島町大字早島825番地 荒神社 都窪郡早島町大字早島1254番地 荒神社 倉敷市西田210番地 河内神社 倉敷市早高669番地</p>
昭和39年1月23日	承認	神社合併	神社本庁	<p>合併される神社 都窪郡早島町大字早島1815番地 天満宮 菅原道眞 都窪郡早島町大字早島2329番地 嚴島神社 市杵島姫命</p>
〃	承認	境内神社創立 規則変更	神社本庁	<p>1、創立する境内神社 都窪郡早島町大字早島2329番地 嚴島神社 市杵島姫命 302坪 都窪郡早島町大字早島1815番地 天満宮 菅原道眞 178坪 2、規則中変更する事項 第40条の末尾に次の通り加える。 嚴島神社 都窪郡早島町大字早島2329番地 天満宮 都窪郡早島町大字早島1815番地</p>
昭和43年3月28日	承認	財産処分	神社本庁	<p>売却 都窪郡早島町大字早島字弥陀ノ奥3743番 境内地 89㎡25 売却 都窪郡早島町大字早島字北浦3698番 境内地 115㎡70</p>
〃	承認	財産処分	神社本庁	<p>伐採売却 都窪郡早島町大字早島字弥陀ノ奥3743番 都窪郡早島町大字早島字北浦3698番 松樹132本、杉樹1本、雑樹47本</p>
平成10年4月1日	登記	役員	法務局	鶴崎神社代表役員変更登記 太田浩司
平成10年5月26日	承認	主要建物 移して改築 用途変更	神社本庁	<p>1、移して改築する建物 社務所。 2、用途を変更する建物 旧社務所を宮司職舎とする。</p>
平成11年3月26日	承認	神社合併	神社本庁	<p>合併される神社 船越神社 都窪郡早島町大字早島438番地 船越大神 荒神社 都窪郡早島町大字早島682番地 火之迦具</p>

昭和37年7月31日	承認	境内神社 創立 規則変更	神社本庁	<p>都窪郡早島町大字早島3730番地 若宮神社 都窪郡早島町大字早島3743番地 鹿野四郎神社 都窪郡早島町大字早島3698番地 厄神社 都窪郡早島町大字早島628番地 大蔵神社 都窪郡早島町大字早島127番地 荒神社 都窪郡早島町大字早島1137番地 荒神社 都窪郡早島町大字早島825番地 荒神社 都窪郡早島町大字早島1254番地 荒神社 倉敷市西田210番地 荒神社 倉敷市早高669番地 河内神社 2、規則中変更する事項 第10条第3項中「責任役員は、」を「第1項に定める責任役員は、」に改める。 第23条第2項中「不動産」を「不動産(立木を含む。)」に改め、「財産から生ずる果実並びに一般の収入」を削り第3項として次の1項を加える。不動産の取得並びに不動産以外の基本財産、宝物、その他の特殊財産の設定及び変更は、役員会の議決を経なければならない。 第27条第2項を次のように改める。 予算は、会計年度開始1月前までに編成し、役員会の議決を経るものとする。 第30条を次のように改める。 第30条 当該会計年度の出納は、その年度終了時現在で閉鎖し、出納に関する事務は、その閉鎖後2月以内に整理完結し、決算をするものとする。決算については、役員会の議決を経るものとする。 第40条の末尾に次の通り加える。 荒神社 都窪郡早島町大字早島1393番地 稲荷神社 都窪郡早島町大字早島544番地 若宮神社 都窪郡早島町大字早島3730番地 鹿野四郎神社 都窪郡早島町大字早島3743番地 厄神社 都窪郡早島町大字早島3698番地 大蔵神社 都窪郡早島町大字早島628番地 荒神社 都窪郡早島町大字早島127番地 荒神社 都窪郡早島町大字早島1137番地 荒神社 都窪郡早島町大字早島825番地 荒神社 都窪郡早島町大字早島1254番地 荒神社 倉敷市西田210番地 河内神社 倉敷市早高669番地</p>
昭和38年1月10日	認証	神社合併	岡山県	神社合併の認証については、宗教法人法第39条第1項の規定により認証する。
昭和38年1月18日	認証	規則変更	岡山県	<p>神社規則の認証については、宗教法人法第39条第1項の規定により認証する。 則中変更する事項 第10条第3項中「責任役員は、」を「第1項に定める責任役員は、」に改める。 規第23条第2項中「不動産」を「不動産(立木を含む。)」に改め、「財産から生ずる果実並びに一般の収入」を削り第3項として次の1項を加える。不動産の取得並びに不動産以外の基本財産、宝物、その他の特殊財産の設定及び変更は、役員会の議決を経なければならない。</p>